

## 第1回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成23年4月11日(月) 18:00～

(開催場所) エスポワールいわて大ホール

- 1 開会
- 2 知事挨拶
- 3 委員等紹介
- 4 委員長・副委員長選任
- 5 議事
  - (1) 東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針について
  - (2) 県内の被害概況及び対応状況について
  - (3) 復興に向けた論点について
  - (4) その他
- 6 その他
  - ・現地調査の開催(4月14、15日)
  - ・次回会議の開催(4月26日)
- 7 閉会

### 委員

石川育成 植田眞弘 遠藤洋一 大井誠治 小川惇 桑島博 佐藤泰造(欠席)

高橋真裕 田中卓 長岡秀征 長澤壽一 平山健一 福田泰司 藤井克己

元持勝利 野田武則(欠席/代理出席 山本正徳宮古市長)

### オブザーバー

齊藤廣見 村上明宏

### 1 開会

○政策推進室・木村室長 政策地域部政策推進室長の木村と申します。暫時、司会を務めさせていただきます。

### 2 知事挨拶

○政策推進室・木村室長 開会にあたりまして、達増知事からご挨拶を申し上げます。

○達増知事 委員の皆様方には、岩手の命運がかかった重大な役をお引き受けいただき感謝申し上げます。オブザーバー出席のお二人にも感謝申し上げます。

3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、その地震とその後に発生した巨大津波は

東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

岩手県における死者数は、4月10日現在3,811名、行方不明者数4,721名、避難者数4万5,319名となっています。想像を絶する津波被害のすさまじさは人間の世界の出来事というよりも神話の中の出来事のようにありますが、これは現実であります。明治維新による県の発足以降の歴史の中でも多くの大災害に見舞われてきた岩手ではありますが、その岩手にとっても、かつて経験したことの無いような大災害であります。先人に習って決してくじけることなく、また、かつてないほどの努力と工夫をもって県民が一緒になって取り組んでいけば、この困難は必ずや克服できると信じております。

震災から1カ月が経過した本日、釜石市におきまして、犠牲者に対する黙祷をささげ、そして災害からの復興に向け、県民一丸となって立ち上がろうという決意を込めて、「がんばろう！岩手」宣言を発してまいりました。

被災地はいまだ本格的な復旧が緒についたばかりであり、被災された方の生活再建が最重要課題であります。復旧から復興へと未来を見すえた活動に向け歩き出すことも重要であります。このようなことを踏まえて、県では県としての復興計画を策定してまいりますが、まず、復興計画のあらましであるビジョンを策定することとしております。復興計画は、津波防災や土木、都市計画等の専門家、研究者の方々の実態調査や技術的な意見、提言などをベースとしつつ、被災地、被災者をはじめとする県内の各界、各分野の方々の復興への要望、ご意見を盛り込んだ地域の未来の設計図とすることが必要と考えております。

1923年関東大震災後に帝都復興院を立ち上げた岩手県出身の後藤新平先生は、大胆な復興策を提案して大風呂敷と呼ばれました。しかし、後藤新平先生の提案のベースには徹底した調査と緻密な分析がありました。科学的技術的な必然性と、社会経済的な必要性に立脚した地に足のついた検討を行うことで、結果として、既成概念にとらわれない斬新なビジョンと計画をつくることのできるのではないかと考えております。

また、大正時代の内閣や国会がすみやかに復興院を立ち上げることができたのは、大臣たちも議員たちも東京という被災地にいたからだと思っております。何が起きているのかがわかれば、何をすべきかもわかります。答えは現場にあると言われますが、復興に向けての答えも被災地にあるのだと考えます。

本日の委員会では復興に必要な内容を、さらにはビジョンの役割や配慮すべき事項につきましてご議論をいただきたいと考えております。どうか、委員の皆様には、それぞれ一人一人が後藤新平であるというつもりで、私たちのふるさと岩手の新しい歴史を切り開いていく議論をお願い申し上げ、挨拶といたします。

ありがとうございます。

### 3 委員等紹介

○政策推進室・木村室長 続きまして、委員等紹介に移りますが、当委員会設立にあたりまして設置要綱を策定してございます。お手元に資料No.1ということで配付してございます。設置要綱で委員会の設置目的、所掌事務等について定めてございます。委員の任期につきまして、第3条で2年間とさせていただきます。ご確認をお願いいたします。この資料No.1につきましては、内容をご確認いただきまして内容の説明については省略さ

させていただきます。

それでは、委員の皆様を配席の順にご紹介申し上げます。

石川育成委員でございます。

植田眞弘委員でございます。

遠藤洋一委員でございます。

大井誠治委員でございます。

小川惇委員でございます。

桑島博委員でございます。

高橋真裕委員でございます。

田中卓委員でございます。

長岡秀征委員でございます。

長澤壽一委員でございます。

野田武則委員の代理といたしまして、本日は山本正徳宮古市長がご出席されてございます。

平山健一委員でございます。

福田泰司委員でございます。

藤井克己委員でございます。

元持勝利委員でございます。

なお、佐藤泰造委員は本日はご欠席でございます。以上が委員の皆様でございます。

次にオブザーバーをご紹介いたします。

齊藤廣見様でございます。

村上明宏様でございます。

#### 4 委員長・副委員長選任

○政策推進室・木村室長 続きまして、委員長、副委員長の選任に入ります。資料No.1、先ほどの設置要綱の第4条の規定によりまして、当委員会に委員長、副委員長、各1名を置くこととされております。委員長の選任は委員の互選、副委員長の選任は委員のうちから委員長が指名することとなっております。

委員長の互選の方法につきまして、委員の皆様方から何かご提案等がございますでしょうか。

ご提案等がないということでございますので、事務局から提案させていただきたいと思っております。事務局といたしましては、委員長には岩手大学学長の藤井克己委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員長は藤井委員にお願いすることに決定させていただきます。

次に副委員長の選任に移ります。

副委員長の選任は委員長の指名によることとされてございます。藤井委員長からご指名をお願いいたします。

○藤井克己委員長 副委員長には岩手県商工会議所連合会の元持委員にお願いしたいと思

います。

○政策推進室・木村室長 藤井委員長のほうから、今、副委員長に元持委員を指名する旨のご発言がございました。元持委員におかれましては、副委員長お引き受けということによろしゅうございますでしょうか。

○元持勝利委員 よろしくお願いいいたします。

○政策推進室・木村室長 ありがとうございます。

藤井委員長には議長席にご移動をお願いいたします。

それでは、お二方から、一言ご挨拶をお願いいたします。まず藤井委員長からお願いいたします。

○藤井克己委員長 岩手県東日本大震災津波復興委員会委員長を引き受けいたします。一言ご挨拶を申し上げます。

本日4月11日ということで、3月11日からもう1カ月がたったのかという思いでございます。非常に長い1カ月だったなという思いは、おそらくここにご参加の皆さん、同じ思いではないかと思えます。私にとりましても人生でかつてない未曾有の経験だったなという思いがいたしております。正直申し上げて、人生観、自然観が一変したというような出来事とございました。ハイテク、あるいはICT機器のもろさも痛感いたしましたし、逆に人と人のネットワーク、絆というものの重要性も再認識したような次第でございます。

今回の自然災害が人知を超えたようなものと表現されておりますけれども、この災害復興に向けて、乗り越えていくためには、私たち、これまで以上に英知を結集して取り組まなければならないという課題の多さもまた痛感するところでございます。非常に気の重い委員会でございますし、ここに来る間の足どりも重かったのですけれども、今日、各分野からの皆様のお姿を拝見して非常に勇気づけられましたし、何としてもこれを乗り越えなければいけないという決意を新たにしたところでございます。

東北人の特徴というのは、私は関西の出身ですが、黙々と、なにくそという思いを持って踏ん張る。これが東北人の特徴であり、また岩手県人の真骨頂なのかなと思っております。ただ、現在は復興に向けて、声を出して互いに鼓舞しながら務めあげていく姿勢が必要ではないかと思えます。来年の3月11日には、私たちは震災津波被害を乗り越えたぞ、克服したんだぞと声高らかに宣言できるように、ぜひ皆様のお力添えをいただきたいと思っております。

震災復興に向けたビジョンの素案づくりを、2カ月ほどの間にスピード感を持って取り組む必要がございます。なにとぞ委員の皆様のお力添えをいただきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

○政策推進室・木村室長 ありがとうございます。それでは元持副委員長、お願いいたします。

○元持勝利副委員長 副委員長を仰せつかります元持と申します。商工会議所の会長に去年の11月になりまして、大変だなと思っていた矢先に、またこういう状況で、ダブル、トリプルの苦が来るなというような感じがしております。

私のほうからは、各地、全部ではないですが一応回ってみました。復旧、復興の意気込みが沿岸のほうでは相当感じられました。ところが、内陸のほうはどちらかと言うと、神

経を使ってなのか、いろいろな面で自粛、自粛というようなことで、何となく元気がない感じがしてならないわけです。今こそ内陸でいろいろと力を出し、元気を出して、沿岸のほうに送ってやるという気持ちをもってやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○政策推進室・木村室長 ありがとうございます。それでは、ここからの委員会の運営は、設置要綱の規定によりまして委員長が議長となるとなっておりますので、藤井委員長、よろしくお願いいたします。

## 5 議事

### (1) 東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針について

○藤井克己委員長 次第により議事を進めてまいります。議事に入ります前に、本日の「委員会の進め方」について、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政策推進室・大平政策監 事務局の政策地域部政策推進室政策監の大平と申します。資料No.2でございます。「第1回委員会の進め方について」ということで、今日の流れについてご説明申し上げます。

議事の1といたしまして、東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針ということで、県の基本方針についてご説明いたします。

議事の2といたしましては、県内の被害概況及び対応状況について、報告でございます。現時点での被害概況と課題等を含めた対応状況についてご説明申し上げるものであります。議事の3が復興に向けた論点ということで、審議案件でございます。あとからご説明申し上げますが、復興ビジョンと復興計画について策定をすることにつきまして、委員会から意見、提言をいただくものであります。

本日の議論を進めるにあたりまして、津波災害に関する被害状況及び技術的な考察及び復興に向けた論点をあとでご説明申し上げます。これらを参考に、委員各位の専門とする分野を中心としたご意見、ご提言をいただきたいと思っております。

ビジョン及び計画は、技術的・専門的裏付けを基に、復興に向けた取り組みを具体化していくものであります。このため今後、防災、土木、都市計画等の専門家の方々の調査や技術的な提言等も反映させながら策定するものであります。

基本方針ではビジョン及び計画の復興で取り組む内容として、7つの項目を示しておりますが、委員会でのご提言、ご意見を踏まえ、これらの項目の変更の内容等もあるものでございます。

委員会では、2カ月を目途に復興ビジョンに盛り込むべき事項について集中的なご議論をいただき、それを踏まえながら県としてビジョンを作成し、そのビジョンを基にさらにご審議いただき、復興計画を取りまとめたいと考えておるものでございます。

議事の4であります。その他、何かご提言、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。以上であります。

○藤井克己委員長 ただいま事務局から委員会の進め方につきまして資料No.2に基づいて説明がございました。これに関して、委員の方からご意見、ご質問等、おありでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。議事の1番は、東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針についてでございます。これについても事務局から説明をお願いいたします。

○政策推進室・大平政策監 資料No.3でございます。「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」ということで、本日付で県が策定したものでございます。

1ページでございます。趣旨、これは大震災津波からの復興に向けて、緊急的に取り組む内容や、復興への地域の未来の設計図となる復興ビジョン及び復興計画の策定など、県として取り組む基本的な方針を明らかにするものであります。

基本方針を貫く2つの原則は、1つとして、「被災者の人間らしい暮らし、学び、仕事を確保し、一人一人の幸福追求権を保障する」、というのを原則としてございます。もう1つは、「犠牲者の故郷への思いを継承する」、この2つの原則を基に基本方針を策定したものであります。

3つ目といたしまして、緊急的に取り組む内容。県として緊急的に取り組む内容として、(1)として、県の取り組み事項を掲げてございます。それらの内容につきましては行方不明者の捜索、あるいは被災者の生活支援、ライフライン等の復旧等、次のページまで掲げてございますが内容については読み上げを省略させていただきます。

次のページの(2)として、国への要望事項等を掲げてございます。こちらについては参考資料として、国への要望、県が行ったもの、あるいは知事会が行ったもの、あるいは沿岸の期成同盟会から発したのもの等がございます。参考資料として添付してございますが、主なものといたしまして、例えば、被災者へのすみやかな救出と救護の強化、あるいはライフラインの復興等、あるいは被災市町村に対する人的・財政的支援等々、様々なものを、国への要望事項として緊急的に取り組んできた内容、あるいはこれからも取り組む内容でございます。これが緊急的に取り組む内容のもので、3ページの上のほうまで県が取り組む内容と、国への要望事項等で掲げております。

3ページの4、復興ビジョンと復興計画の策定。こちらが本日の委員会の部分でございます。

復興計画の趣旨であります。こちらは改めて読み上げさせていただきます。復興ビジョン及び復興計画は、今後の復興に当たって、様々な分野の取り組みを総合的かつ効果的に行うとともに、国・県・市町村はもとより、県民、企業、NPOなど地域社会のあらゆる構成主体が一体となって取り組むための指針として策定するものであります。施策や取り組みがばらばらに行われないように、様々な構成主体が一体となって取り組む、ということでございます。

(2)復興ビジョンと復興計画。復興ビジョンと復興に向けての基本理念や、取り組み内容のあらまし等を定めるものであります。復興計画は具体的に取り組む施策や事業、工程表について定めるものであります。こちらのビジョンと復興計画は、本委員会の意見を基に、専門家、研究者の提言や、関係市町村、被災者をはじめとした県民等の意見を踏まえながら策定いたします。

ビジョン及び計画の期間であります。復興にはある程度の期間を要することから、これらの期間は中長期的なものを想定してありますが、委員会の意見を踏まえながら、今後、定めていきます。

ビジョン及び復興に向けて取り組む内容であります。現段階では次のように想定してございます。具体的な内容につきましては、委員会の意見を踏まえて定めていきます。また、項目の追加や変更もあるものであります。

①として、市町村行政機能の支援ということで、被災市町村における復興計画策定支援、あるいは被災者の生活再建の支援等々を掲げてございます。

②のまちづくりであります。ハード、ソフトの両面から災害に強いまちづくりの推進でございます。その他、掲げてございます。地域と地域を結ぶ広域的な道路ネットワークの形成等に至るまでがまちづくりの分野であります。

③の水産業等あります。漁業協同組合機能の回復、あるいは水産施設の再建と漁業・流通・加工業の再構築等でございます。

④学校・教育分野であります。学校・家庭・地域が一体となった学びの場の再生、あるいは児童生徒の心のケアの対応などあります。

⑤医療・福祉分野あります。まちづくりと連動した保健医療福祉体制の整備、あるいは福祉コミュニティの再構築などあります。

⑥経済産業・雇用の分野あります。事業所再建と地域産業の事業継続支援、あるいは地域の特色あるものづくり産業の復興と経済産業の基盤、それから4つ目のポツであります。被災等による離職者の雇用の分野まで掲げてございます。

⑦観光につきましては、観光施設の再生から復興のアピールとにぎわいの回復等の分野であります。これはあくまでも現段階での想定でございまして、委員会の意見を踏まえて定めるもので、先ほども申しましたように内容の追加、変更、項目の追加等もあるものであります。

5つ目あります。復興に向けた体制整備といたしまして、1つ目の丸であります。取り組みを加速させるために県庁内に専担組織を設置します。2つ目の丸あります。全県的に必要な行政サービスに配慮しながら、復興事業へのシフトと重点化を図るものであります。

6、国との連携であります。本県をはじめ東北地方の復興は、日本全体の繁栄に結びつくものと考えます。このため国には、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取り組みに対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施を含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組むことを期待するものであります。

以上が、本日、県が定めました復興に向けた基本方針であります。

**○藤井克己委員長** ありがとうございます。ただいま事務局から復興に向けた基本方針ということで、資料No.3に基づいて説明がございました。これに関して何かご質問等ありましたらお受けしたいと思いますが、ご発言、お願いします。

よろしいでしょうか。この基本方針の中の4番、復興ビジョンと復興計画の策定、この辺に専ら当委員会が携わることになりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、復興に向けた基本方針についての議事はこれで終わりたいと思います。

## (2) 県内の被害概況及び対応状況について

**○藤井克己委員長** 続きまして、議事の2、県内の被害概況及び対応状況についてですが、これも事務局から説明をお願いします。

○総務部総合防災室・越野特命参事 資料No.4で説明いたします。県内の被害概況及び対応状況についてであります。まず地震の概要でございます。

発生日時は平成23年3月11日14時46分ごろ。震央地名が三陸沖、そこに書いてあります緯度等であります。震源の深さが24キロ、規模としてマグニチュード9.0、これは暫定値ですが、阪神淡路のときが7.3ですから、約350倍のエネルギーで起きたこととなります。

本県の震度でございますけれども、震度6弱がそこにありますように7市町村、最大震度が震度7でございました。津波は、11日の14時49分地震発生から3分後に大津波警報が発表されております。宮古で最大波が8.5メートル以上、釜石が4.1、大船渡が8.0以上となっておりますが、その参考にもあるように、研究機関等の調査報告では釜石市で17.7メートルの高さを記録していると聞いております。これが地震の概要でございます。

2番目として被害及び避難の状況でございますが、沿岸12市町村と内陸22市町村をまとめたものでございます。

(1)津波の浸水域の状況ですが、参考資料1として国土地理院が発表した概況図を添付しておりますので、参考にさせていただければと思います。

(2)人的被害及び避難の状況であります。ここにある表を説明いたしますと、人的被害、死者が一番多いのが陸前高田の1,234名で、県トータルとしては4月10日現在で3,811名がお亡くなりになっております。行方不明者が4,721名、合わせますと8,532名となります。建物被害は全壊、半壊でございますけれども、現在わかっているだけで1万6,249棟が被害を受けています。これからまだまだ増えると思われれます。

避難所につきましては、現在376カ所、避難者数は4万5,319名ということでございますが、これはいわゆる避難所に避難されている方と、家は災害を受けていないけれども自宅で避難されている方を合わせて、4万5,319名ということでございます。ちなみに陸前高田の避難者数が1万6,482名でございますが、死者と行方不明者を除いた、いわゆる生存が確認されている方で避難者数を割りますと、約80%の方が避難されているというふうになります。そのような状況でございます。

(3)農林水産業関係の被害状況であります。現在の概定値でありますけれども、農林水産業の被害が1,203億円余。

次の2ページにまいりますと、(4)公共土木施設の被害状況でございますが、2,567億円余になります。

(5)学校の被害状況でございますが、約58億円余りでございます。

3、ライフラインの被害状況でございます。括弧で最大戸数と書いてございますが、これは災害対策本部で把握できた数字で、ライフライン各機関が発表した数字ではございませんが、大体このぐらいがピークだったということでございます。現在、そこに書いていますように停電、ガス、断水、電話不通、まだ全部復旧できておりません。これが現状でございます。

4、当面の課題と対応につきまして、大きくは避難者への生活支援と沿岸市町村への人的支援ということで申し上げます。避難者への生活支援でございますが、避難所への運営支援。先ほど申しましたように避難者が4万5,319名、うち約半分の2万1,363名は、376カ所の避難所に避難されております。その他は、先ほど申しましたように避難所に通って

食料の支援を受けている方々でございます。現在は、食事等につきましてはほとんど行き渡っている状況でございますが、これからはきめ細かい支援を実施するように努めるようにしてございます。例えば、そこにあります医療提供ですとか、お風呂の支援ですとか、これは自衛隊医療救護チーム、ボランティア等の協力によりまして避難所の運営を支援しているところでございます。

内陸部への一時避難でございますが、避難者が内陸部に一時的に避難するための施設については、120の施設から9,500人分の受け入れが可能という申し出がありましたが、これまでに1,407名の方を移送してございます。この数字が多いか少ないかということはございますが、被災地にはまだ多くの行方不明者が残っておりまして、こういう方は行方不明者のこともございますので、内陸部への移送の申し出が少ないというところもございません。しかしながら、引き続き今月いっぱい希望者の受け入れを行いまして、定期的に移送を継続していくつもりでございます。

3番目の応急仮設住宅の建設でございますが、応急仮設住宅につきましては10市町村で既に工事に着手しておりまして、4月8日時点の工事着手数が2,500戸でございます。県全体で応急仮設住宅の1万8,000戸を予定してございますが、現在、サッシとか断熱材等の資材の供給が不足しているという問題がございます。また建設場所は、現在のところ、1万2,000戸分は確保している状況でございます。

(2) 沿岸市町村への人的支援でございます。津波によりまして市役所、役場の機能が甚大な被害を受けました陸前高田市、大槌町をはじめ被災した沿岸市町村に、国、他県等の協力を得まして職員を派遣しております。職員によって、例えば物資支援とか運搬とか避難所の運営支援、あるいは埋葬、火葬の許可事務支援等々の行政支援を行っております。現在まで、国、地方自治体からの職員派遣状況でございますけれども、4月8日現在で、延べ6,004人日、本県職員の派遣状況が同じく4月8日現在で、延べ2,696人日というふうになっております。

簡単でございますが、状況につきましてご報告を終わります。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から県内の被害概況及び対応状況について説明をもらいました。これに関して何かご質問等、ありましたらお受けしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。これで議事の2は終了したいと思います。

### (3) 復興に向けた論点について

○藤井克己委員長 続いて議事の3、復興に向けた論点についてでございますが、大きく2つのポイントについて説明をお願いしたいと思います。参考にしていただきますのは、「地震津波災害に関する被害状況と技術的な考察」という点、次に「復興に向けた論点について」という2つの点でございます。これに沿って、まず地震津波災害に関する被害状況と技術的な考察について説明をお願いします。

○若林県土整備部長 資料5-1、及び5-2を参照していただきたいと思っております。まず資料5-1、概要であります。今回の地震は確かな記録が残っております明治以降、最大となるマグニチュード9.0を記録いたしまして、地震に伴って発生いたしました津波は、東北地方から関東地方太平洋沿岸部の広範囲に及びました。明治29年、昭和8年、三陸津

波、昭和 35 年のチリ地震津波をはるかにしのぐ大規模なものとなりました。

本県の津波対策は、過去の明治三陸、昭和三陸、チリ地震津波による被害状況を踏まえまして、各地域で確認されました最大津波高を計画津波高といたしまして、防潮堤等の防災施設の整備を進めてまいりました。平成 22 年度末の整備率は約 73% 築造となっていました。今回の津波によりまして、本県の整備済延長、約 25 キロの約 5 割に当たります 14 キロ区間におきまして被害が発生しております。約 2 割に当たります 5 キロは全壊となっております。

特に臨海部に市街地が集積しておりました沿岸南部の陸前高田市、大槌町、山田町、宮古市田老地区では、計画津波高を上回る津波が防潮堤の防災施設を越えたことによりまして壊滅的な被害に至りました。また、大船渡市や釜石市では臨海部の市街地に大きな被害は出ておりますものの、後背地の市街地の被害は小さくて湾口防波堤の整備効果があったということで、現在、港湾空港技術研究所で検証中でございます。沿岸北部、洋野町、普代村では、防潮堤等の防災施設によりまして被害が比較的小さく抑えられたという箇所もございます。

県では今後、津波対策施設の効果検証等を行いますとともに、鉄筋コンクリート構造物、市街地の存置状況などを踏まえ、専門的な知見に基づきまして施設の復旧対策の方法や整備目標、加えまして防災型都市・地域づくり等に総合的な検討を行っていく予定であります。

次に下の表、いろいろな地域で被災状況が違います。それを類型化した部分でございますが、その 2、3 例を説明いたしたいと思っております。

まずは、壊滅的な被害を受け、集落・都市機能をほとんど喪失した地域でございます。宮古市の田老海岸を上に掲げました。資料 5-2 のほうで、1 ページをご参照ください。上空斜め写真を掲載いたしました。上のほうは 22 年 3 月に撮影したものであります。下のほうが 23 年 3 月、被害以降であります。

これを見ますと、宮古市田老では、計画津波高が 10 メーターで、10 メーターの堤防が X 字型に整備されておりました。一部、東側につきましては壊滅的に全壊しまして、背後の家屋も全てなくなっております。流出したと考えられます。一部、X の中の部分が若干、木造住宅が残っている状況になっております。ここでは津波高が 11.3 メーターと、痕跡高から見ております。田代川水門と書きました左側のほう、ここで痕跡高が 11.3 メーター。ただし、いろいろな地形によって、各地点で津波高が違います。よって防潮堤の配置、構造や越流水深、津波来襲方向などと被害率の関係について、今後、検証する必要があると考えております。

次のページをお開きいただきたいと思っております。同じく壊滅的な被害を被りました陸前高田市でございます。ここの計画津波高は 5.5 メーターでありました。最大はチリ地震津波でしたので、これに準じて整備をしておりました。気仙川という川がございますが、津波が遡上いたしまして、横田町まで約 8 キロの遡上が認められております。ただし、ほとんど壊滅的ですが、一部、鉄筋コンクリート構造物の多くが残存しております。水門、市役所、学校、ホテル、ビル等が残っております。津波によりまして 45 号、気仙大橋等 4 橋が落橋しております。高田松原が消失いたしまして、市街地、気仙川沿いに土砂が堆積しております。水田は現在も冠水中でありまして、地盤沈下が認められているところであります。

この津波高は、川原川水門というところで 11.1 メーターと認められております。高田松原が消失したことによりまして海が 45 号線まで迫っております。すぐれた自然を有しておりました高田松原、川原川（古川沼）の復活が今後の課題になると考えております。

次に 3 ページ目にまいります。臨海部の集落を中心に被災したのですが、市街地はおおむね残存しているということで、久慈市、田野畑、岩泉町を挙げております。ここにつきましては、多少の越波はありました。田野畑の漁港の集落は壊滅的であります。背後には集落がありましたので、そちらは残っているというところであります。

最後になりますが、防災施設が効果を発揮したというところで、普代村がありますが、計画津波高 15.5 メーターで水門、堤防を整備しておりましたところ、これが効果をあらわしまして、多少の越波で、背後には一切の被害がなかったということが報告されております。

以上、被害状況と、今後のいろいろな技術的な検証が必要であるということを報告いたします。

○藤井克己委員長 続きまして、復興に向けた論点について説明をお願いします。

○政策推進室・大平政策監 資料No.6 でございます。検討の視点といたしまして、被害の実態等を踏まえ、復興に向けて取り組みが必要な事項等についてご議論いただきたい、というものであります。

復興に向けて取り組む内容であります。先ほど県の基本的な取組方針の中で示しました 7 つの点でございます。

1 番目は市町村行政機能の支援ということです。論点として 3 つ掲げてございます。市町村の行政機能の自立的な回復をどのように支援していくか。2 つ目の論点として、被災者の自立的な生活再建をどのように支援していくか。3 つ目の論点として、地域コミュニティの維持・再生をどのように支援していくか。

それぞれの論点について、ご議論いただく材料といたしまして、丸を付けてございます。例えば、市町村の部分であります。市町村の被災状況に応じた行政機能の水平的・垂直的補完・支援のあり方というようなことを掲げてございます。これらはあくまでも例示でございますので、これらを参考に、これにとらわれないご議論も期待するものであります。これが市町村行政機能の支援でございます。中身についての読み上げは省略させていただきます。

2 番目に、まちづくりであります。新たなまちづくりの姿をどのように描いていくかということで、材料といたしましては、防潮堤の津波防災施設計画をはじめとした多重防災型の都市計画に基づく総合的なまちづくり計画。2 つ目といたしましては、ソフト施策を総合したまちづくり。あるいは歴史や伝統を踏まえた復興のあり方等々を掲げてございます。2 ページ目ですが、まちづくりの中に広域ネットワークということで高規格道路のあり方、あるいは大規模港湾等、交通ネットワークのあり方等々を掲げております。

3 番目に、水産業等といたしまして、世界に誇る岩手の水産業等をどのように復興していくかということです。基本的には水産業ですが、農林分野もこの分野に含めてございます。1 つ目の丸として、漁協体制・機能の早期復旧と漁業者への支援のあり方。2 つ目としては、漁船、養殖施設、水産加工施設や漁港施設の復興のあり方。3 つ目としては、生産から販売までの一体的な水産物供給体制の構築等々でございます。

4番目に学校教育であります。論点といたしましては、被災した児童生徒の学びの場をどのように再生するかということで、避難所となっている学校も含めた小・中・高の再開から正常化に向けた対応のあり方。あるいは児童生徒の心のケア、あるいは肉親を失った児童生徒の対応のあり方。伝統、文化、スポーツについても4つ目に書いてございます。5つ目には文化財の保護についても書いてございます。

5番目に医療・福祉であります。新たなまちづくりと連動した保健医療福祉体制ということで、被災した医療、福祉施設の復旧と、新たなまちづくりと連動した地域における保健医療福祉体制のあり方。2つ目といたしまして災害医療のシステムのあり方。3つ目といたしましては被災した方の心のケア等を掲げてございます。

3ページ、6番目に経済産業・雇用であります。工業集積地等の形成など、経済産業の基盤づくりのあり方。あるいは事業所の再建、事業環境の平常化までの事業継続。あるいは後継者難等、事業再建が困難な被災事業者に対する金融支援や経営相談のことについて記載してございます。3つ目といたしましては、食産業等の産地化や拠点化、サプライチェーン形成のあり方。あるいは新産業の創出ということで4つ目に掲げてございます。

7番目に観光であります。三陸の多様な地域資源をどのように再生し、観光を復興していくか。この計画は三陸地域を中心にしてございますが、当然、工業、産業部分も関わるし、農業も関わりますが、岩手県全体も視野に入れてございます。そのようなことから、特に観光につきましては、岩手県全体の観光産業が当面落ち込むだろうということで、観光産業の支援のあり方。あるいは4つ目の丸といたしましては、震災からの復興のアピール、にぎわいの回復につなげる方策のあり方等を掲げております。

8番目にその他であります。上記以外で、復興に向けて取り組みが必要なことがないか、ということでもあります。

4ページであります。付帯する論点ということでもあります。復興ビジョンの役割ということで、どのような役割を持つべきかということで掲げております。これについては、主な論点ということではなくて、このような取り組みに当たって付帯する論点、役割ということについても検討を進めていくということでもあります。

(2) であります。復興ビジョン策定に当たって配慮する事項。どのように配慮すべきかということで、1つ目の丸としては、単なる復旧ではなく新たな価値を持つ新しい地域創造を目指すことが必要ではないか。あるいは、3つ目の丸であります。アメニティ、ユニバーサルデザイン、あるいは再生可能エネルギーという新しい視点も必要ではないかというところを配慮すべき事項として掲げたものであります。

冒頭にも申し上げましたように、これは事務的に、議論を進めていただく材料として掲げたものでありますので、委員会の各位におかれましては、これら以外のことについても、あるいは足りない部分、あるいは間違っているのではないかと、様々なご意見を自由にご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

**○藤井克己委員長** 今、お二方から2つのポイントについてご説明をもらいました。復興に向けた論点ということですが、まずは被害状況と技術的な考察について、資料No.5に基づいて説明をもらいました。そのあとで論点についてということですが、取り組む内容が7項目ほど載っておりまして、論点という点では9点が紹介されています。最後の4ページに付帯する論点ということで、紹介されました。議論に入る前に、今の説明に関

して、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、さっそく復興に向けた論点について意見交換をしたいと思いますが、本日は1回目ということでもありますし、委員の方がほとんどおそろいです。各委員から復興に向けた忌憚のないご意見、ご提言をお願いできればと考えております。予定の時間まで限られてまいりました。恐縮ですが、議事の進行上、お一人3分程度でお考えのところを何かご提言等、お出しただければと思います。

着席順に石川育成委員からご意見をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

**○石川育成委員** 岩手県医師会の石川でございます。ただいまご指名をいただきました。現在、我々は震災があった後の避難所での医療態勢をこれからどうしていくか。今、都道府県から応援をもらっているチームがいつごろ撤収するのか。これは表立って言えることではございませんが、その辺を十分に考えながら岩手県内の沿岸を除く内陸医師会の応援態勢をきっちりつくることを決定しております。既に取り組んでいるところもございしますが、これを進めていかないと、これからの長い正念場を乗り越えることができないと思っております。

ただ、現在のところを考えると、各避難所にずっと居続けて応援してくれている近隣の医師会、北海道あるいは青森、秋田と、本当に感謝しているのですが、できるだけ長く滞在していただきたいということを常々申しておりますので、それに伴って医療機関をどのように回復軌道に乗せるか、これが問題でございます。災害に遭った中では新しい医療機関を建築することも批判的なものかもしれませんけれども、これからいろいろ考えていく段階でございます。

**○植田眞弘委員** 私は岩手県立大学宮古短期大学部から参りました。岩手県立大学は地元の大学として特に看護学部と社会福祉学部を擁しております。現在、被災者の支援に向けて全学的に取り組んでおりますが、地元の大学として中期的、長期的なビジョンで取り組んでいかなければならないと考えております。

もう1点ですが、我々、岩手県立大学としては、地域コミュニティの再建に向けた調査研究事業、これは我々の責務として取り組んでいかなければならないと考えています。住民や産業人、産業界の双方の意見を入念に聞き取りをして、特に社会的な弱者の方々が見落とされることがないように復興、コミュニティの再建に取り組んでいかなければならないと思っております。

ただ、現在の段階では、私は宮古ですから被災地のど真ん中におりますが、市町村も住民の方々も、まだまだ復旧作業にほとんど全ての労力が奪われている、労力をさかざるを得ないような状況ですから、地域の住民の方々あるいは市町村の動きをよく見ながら、コミュニティの再建に向けた調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

**○遠藤洋一委員** 教育関係ということで参加させていただいておりますけれども、本日は復興ビジョンの策定に向けた一般的な思いについてお話をさせていただきたいと思っております。防災白書を拝見しました。ご覧になった方があると思っておりますけれども、表紙に「振り返っていますか日本の防災、自分の防災」という生徒さんのポスターが掲げられております。今までもお話があったとおり、岩手県の場合には災害常襲地とも言われており、いろいろな災害を経験して、いろいろな振り返りがあったと思っております。本日、ご説明はなかったの

ですが、参考資料に阪神淡路と中越・新潟での取り組みも整理していただいております。いずれ、この繰り返しではないかと思えます。全国的にもいろいろな地震、津波災害があり、確かに今回は特徴的な大きな自然災害の1つだと思いますけれども、いろいろな災害を踏まえて、それぞれの地区でさまざまなビジョンとか計画が出されております。その中で、いろいろな教訓が示されているのだと思えます。

日本に災害復興学会というものがあるそうでございまして、その学会の最終的な目標として、「被災地のエンパワーメント、それについての支援と仕組みのあり方について、実践的な提言をする」というふうに触れられておりました。この委員会の役割と言いますか、ミッションと言いますか、それも同じようなものではないかと思われまます。是非、これまでの県内外、場合によってはインド洋の大津波もあったわけでそこからいろいろな学んで、新しい見直しに取り組んでいければと思えます。

本日、論点までお示しいただいたわけですが、基本法でも、あるいは防災計画でも、4つぐらいの段階で災害対応が示されているはずで、緊急の対応とそれから復旧、さらにその次の復興、そして平常時、次の災害に備えた対応と、今回のビジョン策定にあたって、そんな4つの段階を意識した形でお話し合いを詰めていければと思えます。委員の皆様方、事務局の方々、さまざま学ばせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○大井誠治委員** 私は岩手県漁連の会長を務めております。水産業の分野からお話をさせていただきます。皆さんご承知のとおり、沿岸地域は水産業が基幹産業で、その地域の経済を賄っているのが水産業界でございまして、その生産から流通、消費までの一貫したラインがあるわけですが、これが全て壊滅したわけではございません。

第1点の生産でございまして、小さい舟から大きい船まで、合わせて10%しか残っていません。ほとんど全滅状況でございまして、使える船を見つけて修理して使うということで、少ない数の船を共同の精神で、共同利用で生産するという態勢を、今、考えているところでございまして。

生産の次は魚市場でございまして、私は3日目に北から南まで、陸前高田まで全部見てきましたが、利用できる魚市場は久慈と、宮古が大丈夫、使えるということで、実は今日、宮古の魚市場を1カ月ぶりに開設したところでございまして、これは私、1カ月たったら完全に開設しなければ、漁民それから冷蔵庫、買い置きに関連する業界がまいてしましますので、これを力づける意味でこれをスタートさせました。これを宣言したけれども、果たしてこれを実行できるのかとすごく心配しましたけれども、幸い氷は800トンの貯蔵がございまして、3カ月から4カ月は持ちます。製氷工場が壊滅したわけではございますが、そのあと即、業者を呼んで打ち合せをしまして、3カ月で造り上げてくれと。市場イコール氷がなければ駄目でございますので、そういう形で、最終的な打ち合せを昨日やりましたが、4カ月でもしょうがないなど、何とか4カ月で氷を。足りなくなれば移入氷で間に合わせまして、一応、ラインはあがりました。

うちのほうは幸い底引船が11艘、所属船が地震の時、ちょうど水揚げ中でございまして、これは即判断で、沖へ避難して助かっているわけです。これが沖へ出ればすぐ生産態勢になるわけではございます。底引さんが動けば水揚げが可能ということで、開設に踏み切ったところでございまして。次の主なものは定置網でございまして、この船もほとんどやられて

いますけれども、陸に上がったのをいろいろ調べたら、修理で使えるのもありまして何とか。網は倉庫に入っていたのが流されているわけですが、これは生かすにいいなどということで、これも8月、9月の定置の時期には、投数は少なくとも設置できる場所かなと思っていました。これは生産部門でございます。次は魚市場で、岩手県では今、久慈と宮古で開設しました。

その次は買受人、仲買さん。そして冷蔵庫でございますが、冷蔵庫がすごく傷められております。冷蔵庫を復活させるにも莫大なお金がかかるので、自助努力では到底できません。私も水産庁、財務省に2回ばかり行きまして実態を報告して、国の力でなければ復興できません、ということを再三、話をしてきました。

そういうことで、とりあえず流れをつくらなければ、漁民の中に、これでやめるかなという方がかなりいます。それに冷蔵庫関係もでございます。これに歯止めをかけて水産業界を継続させるのが私の役目ではないかと思って、そういうことの第一歩が市場のスタートだったわけでございます。

今日、仲買さんの顔を見たら、何とか元気そうで、皆さん、張り切っていたので安心したところもでございます。とりあえず、水産業界を回復するためには、いままでの低気圧とか、ちょっとした程度の復興支援だけでは到底間に合いません。だから県のほうでもひとつ。私も全漁連を通じて、再三、大臣などに陳情しています。どうか県を挙げて何とかご支援をいただいて、国と県の力で早い復帰を望むというのが願いでございます。知事さん、どうぞよろしく申し上げます。

**○小川惇委員** 私は岩手県建築士会の小川でございます。私はハード面からの意見を述べたいと思います。災害に強い市街地整備ということで3つのことを考えております。

1つは人命の安全で、職住分離、住まいと職場の分離を進めるべきだということ。2番目には、行政基盤の整備ということで沿岸部と内陸部の市町村の広域合併を早めるべきだということ。3番目には、コミュニティの再生で、やはり海から離れられない住民、企業があり、高台ばかりに施設を設けることができないと思います。災害地に地域コミュニティ基地というもの、これは人工地盤の上に避難施設を兼ね、それが地域コミュニティの併用にもなるわけですが、そういうものを設けて、更にその上に、鉄筋コンクリート造の集合住宅を設けるのがこれからの沿岸部の災害に強い市街地整備の基本になるのではなかろうか、と考えております。

**○桑島博委員** 社協の桑島でございます。私のほうは先月の21日から、県社協から被災した社協に職員を派遣いたしまして、その後、内陸部の各市町村の社協職員を派遣いたしまして、専ら生活資金のご相談、あるいはボランティアの斡旋等々の仕事に従事して、今日に至っているわけでございます。その間、全国からの支援も、現在、約60名の方々がおいでになって、この方々も社協の職員でございますし、特に阪神からおいでになった方は、阪神淡路の経験者でございますので非常に力強い手助け、応援をさせていただいております。

そういう状況の中で、今日まで強く感じておりますのは、地域コミュニティの関係で、あのように分散して避難、あるいは行方不明になった方もあるわけでございます。そういった関係から、今までのような県で策定をいたしました地域福祉復興計画、これに沿ってのいろいろな施策の推進に非常に支障を来しております。それは今申し上げましたような

被災、あるいは移転をする、そういったこと等によって、従来の地域の見守り活動、その他の活動面で取り組みが非常に困難になってきたという事情がございます。

その取り組みの中で、高齢者の方々の介護の問題、あるいは保育の問題、そういった福祉施設の流失等によりまして大変まとまりのない状況になっておるものですから、福祉施設の回復を早急にやることによって、その土地に定着をしようとしておる方々にも非常な朗報になるのではないかとということ。そういった面で高齢者の方々、幼児保育の方々に安心感を早く与えたい、持ってもらいたいという考え方で、これからの計画の中でもそういったことをきちっと入れてほしいという希望を持っておるところでございます。

震災によって新たに介護とか見守りが必要となった在宅の高齢者、障がい者、こういった方々に十分なサービスを確保するためには、これから大変な地域の方々の協力も得なければならないし、またその先頭に立つのは社会福祉協議会でございますので、そういった面で、これからこの中でいろいろ皆様のご理解を得ながら、しっかりした指針を持っていきたいと考えておるところでございます。

○高橋真裕委員 岩手県銀行協会の高橋でございますが、私のほうからは金融関係と企業活動についてお話をしたいと思います。まず金融関係では県内の銀行、信金も含めてですが、最大限の努力をしながら金融の仲介を行っていく覚悟は変わらないわけですが、ただ民間企業としての限界もそこには必ず出てまいります。そこで考慮していただかなければならないのは、いかにして公的な資金をスムーズに企業のほうに融通していくか、ここが非常に大事になってくると考えています。したがって、その中で検討していただくことが必要なのは、保証制度の拡充、あるいは保証料そのものの減免除、あるいは利息の補給。それから今、多くの被災している事業者については、現実にはたくさんの借り入れがあって、さらに再興するための資金を借り入れすることが実際には非常に難しい状況に陥っている企業が多いというふうに私どもはとらえております。そういった時に、いかに融資制度を拡充しても、これ以上はなかなか借りることは不可能だという思いをもっておられる経営者も多いと思います。そういった先については、融資よりも何らかの形の助成も考えていただかなければならないというふうに考えております。

従業員の雇用の面ですけれども、沿岸だけで今の雇用を確保するのはかなり難しい面があるのでないかととらえております。したがって、そういった従業員をできるだけ内陸の方で受け入れる態勢を築いていくことが岩手県にとって大きな課題になってくるだろうし、それは民間の企業でも大きな課題になろうと考えています。ただ、内陸の企業についても、なかなかこういった経済情勢の中では余裕がないのが実態です。その中でも受け入れることから考えていきますと、どうしても受け入れるに当たって公的な援助をもらったり、あるいは受け入れるに当たって住宅の確保を様々な形で支援していただく。こういった手厚い支援も必要になってくるのではないかとというふうに考えています。

3点目ですけれども、今回の震災に伴って事業活動が非常に大きな影響を受けているのは間違いないところです。もちろん沿岸の企業は非常に大きな被害を受けているわけですが、内陸の企業についても多かれ少なかれ大きな影響を受けていると考えております。これ以上、事業活動が停滞いたしますと、せっかく誘致してきた企業、あるいは進出してきた企業、あるいは県内の中でも非常に力を発揮してこれまで頑張ってきた企業、こういったところが地元地域を離れて県外に撤退するという動きが出てくるのではないかと

いう懸念もございます。したがって、そういったところに対してどのような手当てを早急に行うことができるのか、こういうところについても考えをまとめて、早く発表することが必要になってくるのではないかと考えております。

今の件とは全く関わりのないことですが、復興に向けた論点の最後、4ページのところに、復興ビジョンの策定に当たって配慮すべき事項というところがございます。私は、この中に盛り込んでいただきたいと思っていますのは、実は県のほうでも、人・物・金、こういうものは限界がございます。したがって、今、早急に行わなければならないのが沿岸の復興であれば、いままで広く浅くお金・人・物を投入してきた内陸のほうに、かなりの部分を我慢してもらわなければならない。そういうことも出てくるだろうと私は考えています。そこで、岩手県民が一丸となって沿岸の復興を支えていくのだ、というふうな意思をまとめていく。そういうことが非常に大事になってくると思いますので、そういったことを県が宣言する、そういうことも、こういったビジョンの中にも含めていただけたらと考えております。

**○田中卓委員** 久慈市でNPO活動をしております。久慈市のほうは人的な被害、中心市街地の被害は比較的少なく済んだわけですが、隣の野田村のほうが大分大きな被害を受けております。もちろん港湾関係、漁業関係のほうは莫大な被害が発生しておるわけですが、私どもはNPOの立場として、いろいろな形での提案は考えておるのですが、自分たち自身は何ができるのだろうかと考えた時に、我々、ずっと地域づくりというか、地域の皆さんと一緒にいろいろなことを新しく考えて、それを行政であったり、企業の皆さんと協働しながら、いろいろやらせていただいてまいりました。こういった活動の中から、それぞれの市町村、それぞれの地域が、みんな同じような形で同じような速度で復興するのは、おそらく人的な面でも、資金的な面でも、かなり大きな負担が出てくるやに思います。

こういった環境の中で、我々、そういうハードのところは詳しくないわけですが、それぞれが残された能力、残された資源を活用して、いろいろなところで連携を図ることが重要になってくるのではないかと考えております。内陸との連携もすごく大事になってまいりますし、バックアップしてもらおう自分の仲間というか、そういったものをどんどん広げていながら、県内であったり県外、あとは首都圏、そういったものと連携を深めていけるような方策を、皆様から少しずつお知恵をちょうだいしながら考えていければと思っております。

地域コミュニティというのは一人ずつがつながっていくわけですが、こういう災害のあとには非常に大きなバックアップが必要となってまいります。ただ、立ち上がるために個人に必要なものは、皆さんそれぞれ違ってきていると思います。事業をするにしても、生活をするにしてもそうですけれども、本当に必要なものを必要なところに割り振って効率的にやっていたりシステム、そういったものをいろいろ考えていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○長岡秀征委員** 岩手県工業クラブの長岡でございます。私のほうは資料No.4、今たぶん調査中だと思いますけれども、農林水産業関係の被害状況と工業関連の製造設備の被害等について、県のほうで被害状況を調査中であると思っております。雇用関連は、ものづくりとして1つは沿岸地区の自動車関連、あるいは鉄鋼、セメント等、かなりの被害を受けておりました、大手と中小、とりわけ下請け関連の工場に関しては全く壊滅状態になった

ということで、まずその辺の復興を考えなければいけないということ。大手の設備投資の見直しによって内陸部のほうにも影響が出てきておるということが、風評被害による内陸部の生産の延期とか、あるいは注文はあったがそれは中止ということもあります。この辺に関しまして雇用の維持を真っ先に考える。それから、一刻も早い工場の再建、あるいは操業に向けてどうやって取り組むか、ということが必要だと思います。

復興へのPR、とにかくやるのだ、ということを伝えることが必要なのかなど。先ほどお話が出ましたが、せっかく誘致してきた企業がこの震災に伴って撤退することがないような、岩手県で必ずやるのだということをPRしていただければ、また違ってくるのかなと思っております。私ども、自動車関連、鉄鋼、セメント、基幹産業がかなりやられていますので、今その辺を調査し、どういうふうにしたらいいのかを検討中でございます。私がお話ししたいのはそういうことでございます。

**○長澤壽一委員** JA岩手県中央会でお世話になっております長澤でございます。まず、このたびの震災で亡くなられました3,800名ほどの方々に哀悼の誠をささげてまいりたいと思う次第でございます。そうした中で、遺体の判明、本人確認ができないという方もありと伺っておりますけれども、医学的にDNA鑑定などをやっていただきまして、後顧の憂いのないような処理をしていただければ大変ありがたいと思っておりますのでございます。

2つ目は、個人の収入が確保できなければ地域に活力が生まれてこないと。したがって、先ほど高橋会長さんからもお話がございましたが、事業所、会社の復興のためにお力を注いでいかなければならないし、そうしていただきたい。この論点の中にも金融支援とございますが、今はもう具体的にどのような金融支援をやるかと。例えば、大井会長さんからお話がありました船1艘を確保するためにこれだけの助成をやりますと。お貸しして利子補給ではなくして、助成をするから後を継いでくれないかと、こういった呼びかけをすることによって、よし、それではやろう、という活気が生まれてくるのではないかと。利息はいらぬと言っても、お借りしたお金はお返しをしなければならないということではなくして、その中に助成、支援というのを具体的にお示しをする必要があるだろう。

今、全国のJAグループでは、かつて宮崎県の口蹄疫の支援を1つの参考にいたしまして、これは税法上の問題もございますが、全国のJAグループで、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の4県に、税法上の問題あるいは割り振りは後ほど検討するが、基金ではなくて助成、支援金として100億円を確保するように努力しよう、これも期限付だと。来月、5月いっぱいこの資金を被災された方々に、JAグループとして農業の再建のためにこの4県に与えようではないか。そして農業振興に活力を与えようと。

こういった具体的な内容を今回の岩手県の災害につきましても、活気あふれる内容をお示しする必要があるだろうと思っておりますのでございます。何と言っても収入確保のための事業所、会社の復興、そして金融支援の具体策をお示しする必要があるだろうと思っておりますのでございます。

先ほど後藤新平のお話があったのですが、さらに、昭和8年3月3日の三陸津波の大震災におきまして、岩手県が生んだ新渡戸稲造博士の行動も大いに参考にしながら取り組んでいただければ非常にいいのではないかと思っておりますのでございます。

**○藤井克己委員長** 本日、野田市長の代理でお越しになっております宮古市長の山本さん、

よろしく申し上げます。

○山本正徳宮古市長（野田武則委員代理） 被災地の市長、宮古市の山本でございます。被災地を代表しまして少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず今回の災害でございますが、これは地震による災害ではなくて、津波による災害だということを皆さんに認識していただきたいと思っております。津波の災害の場合は、やはり流された場所に、もう一度そこに街をつくるとか、お金をかけてそこで生活をするとかいうことはなかなか考えづらい、そういう災害であるというふうに認識しております。

復興に向けた論点ということでございますが、復興に向ける前に、しっかりしておかなければならないことが2点あると思っております。1つは、被災された方々は今、集団生活をしております。まずこれを家族ごとの生活に戻してあげることが喫緊の課題だと思っております。その意味におきまして、仮設住宅の建設はスピードを持って、なるべく早く建設していただきたいと思っております。それに対する支援としましては、子どもにとっては学校の問題、高齢者あるいは介護が必要な方々、病気を持っている方々には医療とか福祉の支援が必要ではないだろうか、これが1点でございます。

もう1つは、先ほど大井会長からもございましたが、その中で、人に生きがいを与えるためには産業を少しでも先に進めなければならないのではないだろうか。しかしながら、海のところでなければできない水産業に関しては、海を離れてその産業活動をすることはできませんので、仮の状況でも再開は急ぐべきだと思います。水産業を始めれば、周りの加工業なり食産業に波及していきます。そうすると町全体に経済が行き渡ってきます。そうすれば雇用等も増えてきますので、そういう面におきましては今回、宮古の魚市場が動いた、前に久慈の魚市場が動いたというのは非常にいいことだと思っております。ただし、被災したところではなくて、浸水区域以外でも活動できる産業については、移っていただいて産業活動を始めていったほうがいいのではないかと思います。

そのうえで立ちまして復興でございますが、先ほど小川委員さんからもございましたが、住む場所と経済活動をする場所を明確に分けて考える必要があるのではないだろうか、というふうに思います。高台に住むのも1つの方法でありますし、建築物でもって被害に遭わない方法もあるでしょう。それは各市町村、あるいはその地域がコミュニティをもっていく時にどちらを選択するか、そこの住民の方々とよく相談をしながらまちづくりをしていけばいいのではないかと、というふうに思っております。そのうえで都市計画をしっかりとつくってから、最終的な産業の位置というのは決まってくると思っております。例えば商業地域がどこになるのか、工業地域がどこになるのかというのは、やはり都市計画がしっかりと決まらないと、その位置づけは決まっていけないものではないだろうかと思います。

ただ、人が住む場所、そこの住民が安心して暮らせるようなしっかりしたところをつくってあげなければならないのではないだろうか。それは住民とよく相談のうえにすればいいことではないかと思います。それで、そこの住民が自分たちでやる自助、それから仲間、コミュニティでやらなければならない共助、そして、行政等が責任を持つ公助というものの役割をしっかりと決めて、ものごとを進めていけばいいのではないかと思っております。よろしく申し上げます。

○平山健一委員 私は一人の土木技術者として、こんなに多くの命を失ってしまったことに大変くやしい思いでいっぱいでございます。私の担当すべき分野は社会基盤、インフラ

の部分でございまして国土の保全、ライフライン、交通輸送システム、防災、情報セキュリティ、地域の社会基盤、これはこのたびの災害で壊滅的な状況にあるということでございまして、何としても県民に元気を出してもらって、ねばり強く復旧、復興をしていくためには、3点が大切だと思っております。

第1点目は、自然と人間、多様な文化が共存するような持続性ある社会を目指していきたいということでございます。ご存じのように、沿岸部というのは非常に独立心が強くて、何事にも勇気を持って立ち向かっていく。そういう海と共存してきた地域でございます。海の文化をますます強く発信するためには、私は八戸から、岩手県、気仙沼、石巻まで沿岸地域が南北に連携することが必要ではなかろうかというふうに思っております。また先ほど来お話がありましたように、内陸との連携、県間の連携、国際的な連携、そういうふうな異分野を、多様なものを取り入れながら、自然と共生していけるしたたかな地域を形成してほしいと願っているところでございます。

とは言っても、第2点目でございますが、地域づくりは、今、市長がお話になりましたように地域が選択し、国、県が支援するものでなければいけない。地域にはそれぞれ個性がございます。それに、いろいろな災害の程度も違います。地域の意向を最大限に尊重して、地域がよりよい計画を実現するために、県、国は最大の努力をすることを基本方針にさせていただきたいと思えます。

第3点目でございますが、高度な安全と安心を提供できる社会基盤の整備を、まず先行させなければいけないのかなと思えます。地域づくりのビジョン、社会基盤の復興計画というのは、経済活動にしても地域医療にしても、福祉・教育・文化、全ての復興計画の大きな基盤をなすものでございまして、いろいろな分野との多面的な議論を重ねながら、国の立場からの国土計画との調整もあってつくることございまして、それによって県民の安心をまず保障しながら、創造的な復興を可能にするインフラを構築させていただきたいと思えます。それにしても壊滅的な状況を踏まえたと、国の支援なくしてはインフラの早成は難しいと。先ほど県でいろいろと国への要望が出ておりましたけれども、さらにさらに強く国に対して、国民が平等に均衡ある国土の発展を願うのであれば、そういうスタンスを国が強く持ってほしいということを要望させていただきたいと思えます。

○福田泰司委員 JR東日本の福田でございます。3月11日の東日本大震災、さらに4月7日の余震の影響で、列車の運休によりまして多大なご迷惑をおかけしております。おわび申し上げます。また被災した線区の被害状況の調査や復旧にあたりまして、様々な方面から多大なるご支援をいただいていることに対しまして改めてお礼を申し上げます。

私からは鉄道の被害復旧状況について、それから観光について、2点申し上げたいと思えます。まず鉄道の被害復旧状況ですが、東北新幹線につきましては、3月11日の地震、4月7日の余震で広範囲にわたって電架柱の折損、高架橋柱の損傷などの被害が発生しております。復旧状況につきましては東京・那須塩原間、盛岡・新青森間、一関・盛岡間を順次、運転再開させてまいりましたけれども、先日の余震で一関・新青森間は再び不通になりました。現在、早期の全線運転再開に向けまして復旧作業を進めているところでございます。

在来線でございますが、3月11日の地震では内陸部の線区におきまして軌道の変異、盛土の変状など、約550カ所において主な被害が確認されました。これらの線区におきまして

は、いったん復旧作業が完了して運転再開をしておりましたけれども、先日の余震で再び不通になりました。現在、復旧作業が完了した線区から順次、運転を再開しているところでございます。

津波の被害を受けました沿岸地域では、駅、線路設備、電気設備などが流失、損壊した箇所も多く、特に被害が甚大でございます。現在は被害状況の把握、流失した線路等の撤去に努めているところでございますが、今後、復旧に向けて全力を挙げて取り組む所存でございます。今回の津波では沿岸の地域、市街地、集落等も甚大な被害を受けており、復旧に当たりましては鉄道単独ではなく、地域全体の復興やまちづくりと一体化した計画が必要であり、弊社としましても積極的に参画をしていく所存でございます。なお、復旧には相当の時間を要するものと考えられますので、地域の交通事業者と連携をしまして、当面はバス輸送等で地域の皆様の足を確保してまいりたいと考えております。

2つ目の観光についてでございますが、観光は裾野が広くて、農林水産業や食料品産業など、他の産業への経済波及効果が大きい産業でございます。また、地域の資源を生かした観光への取り組みは地域が元気になるためのきっかけづくりにもつながり、観光振興が復興に果たす役割は大きいと考えます。しかし、震災によってダメージを受けた観光地や宿泊施設も多くあり、震災を機に個人消費も急激に落ち込んでおります。出控えや被災地以外のエリアへの旅行の取りやめも発生しておりまして、観光産業に大きな影響が出ております。

弊社としましては、まずは東北と首都圏を結ぶ東北新幹線の全線運転再開を1日も早く実現できるよう取り組んでおります。さらに、自治体や他JRとも連携をして、観光キャンペーンの実施等により旅行需要を喚起してまいりたいと思っております。観光の振興を通じた地域経済の復興に当社としても力を尽くしていく所存でございます。

**○元持勝利委員** 私はあまりわからないのですが、今、一番大事だなと思っているのは、先ほど宮古市長さんですか、お話をしておりましたけれども、何としても人の住まい、仮設住宅が一番大事ではないかと思っております。これは他に逃げられないために、と言えば言葉は悪いですが、他県に行ったり内陸に来たりしますと、出来上がれば戻りたいという方もいるかもしれませんが、そのままその場所に移住してしまうケースがある。それは岩手県の人口が減るのではないかとこのことを心配しております。2番目として、瓦礫を早く処理してもらうことが大事ではないかと思っております。そのうえで道路、空の便、先ほど福田支社長からもありました鉄道の問題、これらも早く手をつけて処理しなければよくないのではないかと思っております。

道路の面については、高速道路、青森・岩手・宮城・福島と、この被災のあった箇所を無料化できないかということも今後は考えながら、いろいろと進めていかなければいけないのではないかと。助けに来てくれる人、あるいはどこかに行く人も、いろいろな意味で金銭がかかるわけですが、その負担を幾らかでも軽減させてやる。これは半永久的にではなく、半年なり1年という期限を区切って、そして状況を見て延期するとか、そういうことをしていただければと思っております。

もう1つには、先ほど雇用の場というようなことで出ておりました。復興産業に対しまして、できれば地元の業者さんの発注を中心にしてもらうと雇用の場がふくれ上がるのではないかとこのように思います。そのように考えておりました。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。今日は佐藤泰造委員がご欠席ですので、本  
日ご参加の委員から論点の整理という点でご意見を賜りました。

ちょっと時間がありますので岩手大学の立場を申しますと、大学としてマンパワーが誇  
りと言いますか財産になっておりますので、地震発生後、2、3週間は学内対応に終始し  
ておりましたけれども、年度が改まり4月になりまして、ようやく災害復興に向けた取り  
組みについて、学外展開できるようになったところでございます。危機対策本部から復興  
対策本部に切り替えましたし、お手伝いをしていきたいと思っております。

大学本来の使命は、ものづくりというよりは、ものづくり人材とか、人材の育成でござ  
います。人材の育成ということになりますので長期的な形で取り組まなければいけない課  
題だと思っております。

今回の震災で感じましたのは、特に21世紀以降、つくり上げてきた私たちのシステムと  
いうものの見直しが求められているのではないかなど。都市にしても、生産にしても、流  
通にしても、かなり見直しが求められているという印象を持っております。これからの姿  
勢として必要なのは、今日、「がんばろう！岩手」宣言を拝見してございまして、委員の方  
からもご意見がありましたけれども、分かち合い、という考え方ですね。痛みも分かち合う  
し、これも全県で県民が痛みも分かち合うし、心を一つにすれば、いずれまた希望と喜び  
も分かち合うことができるのではないかと、こういう考え方。それから、それぞれの市町村  
の独自性は認めるとしても一層の連携、共同が今後にも必要になるだろうと感じている次第  
です。本当に試され時なのだろうという気がして、この間、受け止めておりました。

本日、オブザーバーとして2人がご参加ですので、論点に関してもご意見等、賜れば、  
よろしく申し上げます。

○齊藤廣見オブザーバー 三陸国道事務所の齊藤でございます。現在、我々がやっていま  
す内容と方向性についてご説明したいと思っております。発災以降、国道45号についてたくさ  
んの箇所が被災しましたが、早期に啓開作業を行いまして応急復旧は既に終えているところ  
でございまして。現在、本復旧工事に移っておりまして、これもできるだけ早く整備をしま  
いと思っております。特に陸前高田にあります気仙大橋ですが、これは180mを超える橋で  
ございまして、これが流失しております。これにつきましては3月末に仮橋の工事を発注  
しておりまして、できるだけ早く仮橋を造り、北と南の交通を早くつなぎたいと思ってお  
るところでございまして。特に陸前高田につきましては、冒頭、県土整備部長さんからもお  
話があったとおり、高田松原が消失しまして、現在、国道45号が海に面している状態でご  
ざいまして。これからの本復旧にあたりましては、まちづくりの考え方がベースになって、  
そこをどういうふうに整備していくかということもありますので、できるだけ早くまちづ  
くりのほうの考え方ができれば、それに即して国道45号の整備もきちんとしていきたいと  
思っております。

三陸縦貫道につきましては、高いところに造ってありますので、今回、津波の被災はない  
わけでごございまして、復興についても相当使っていただいたのではないかとと思ひまして、  
今、事業区間についてはできるだけ早く、スピードを上げて整備するという方向で考えて  
おります。そういう方向で、まちづくり（復興）の先導役にもなればと、我々も積極的に  
やっていきたいと思っております。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。では村上様、お願いできますか。

○村上明宏オブザーバー 釜石港湾事務所の村上と申します。よろしく申し上げます。

釜石港湾事務所としましては、岩手県にあります4港、久慈港・宮古港・釜石港・大船渡港という重要港湾の管轄をしています。被災後、皆様ご承知のように、外郭施設であります防波堤についてはかなりの被災を受けてございます。被災後、港湾としての利点とします海上からの緊急支援等の物資の輸送態勢をつくろうということで、港内の漂流物等の啓開の作業を実施しております。15日からは随時、釜石港、続いて宮古港、久慈港、大船渡港という順序で、救援物資の受け入れ態勢を開港しまして、現在、やっている。

外郭施設はかなり大きな被害を受けたのですが、岸壁の係留施設についてはそんなに大きな被災になっていないということで、当面、いろいろな民間の要請等を受けまして、通常の貨物船についても早急に受け入れる態勢を、今、保安部等と調整しています。

ここ数日中で、釜石港については、これまでは救援物資船に限定していたのですが、一般の貨物船も出入港を可能にしようということで、プレスをさせていただいています。随時、宮古あるいは大船渡についても民間船の入港を確保していきたいということで、復興支援救援物資のほか、産業のほうの復興に向けたバックアップ態勢をつくっていきたいと思っていますので、今後ともご支援をお願いしたいと思います。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。お2人のオブザーバーの方から国道に関する復旧、それから港湾に関する施設復旧についての現況と取り組みの様子をご紹介いただきました。以上、委員とオブザーバーの方から復興に向けた論点についてご意見をお出しいただきました。

資料No.6に整理されておりますように、論点につきましては9項目、付帯する論点ということで、最後の4ページに載っていると思いますけれども、各界から委員の方がご参加ですので、出されたご意見が大体この論点について網羅されておったかと思えます。ただ、取り組みのスピードという点で、直ちにやるべしという仮設住宅の話とか、あるいは、もう少し長期的な視点で、まちづくりの観点から考えるべき論点というご意見もありました。その辺のスピードについては、またこちらとしても整理する必要があるかと思えます。

先のほうでご意見を出された方で何か付け足すこととか、おありでしたら。

○石川育成委員 これからの復興に関して、前を向くことも重要ですが、後ろを振り返って見ることも重要だろうと思ひまして、我々の立場からして2点だけ、参考になるかもしれませんので申し上げます。

昭和46年に全日空機と自衛隊機の衝突事故が雫石上空でございました。この時、私も徹夜で参加いたしました。160人の遺体を一晩で小学校の講堂に安置することができました。遺体の検案もスムーズにいきましたが、今回は遺体の検案が最初はなかなかスムーズにいきません。私の立場で言うと、遺体の検案医を探すのに、一番最初にぶつかりました。それも何とか会員の協力を得ながら、また県警との連携もうまくいながら、現在では遺体に関する処理もスムーズにいったいようでございます。全日空機の事故の場合と今回を比べれば、全日空機と自衛隊機の衝突は遺体がほんの小範囲のところ集まっておったことが、160体を一晩で処理できたという1つの重要な部分だろうと思ひます。今度は遺体が広範囲にわたって、ほとんどが海からの遺体でございましたから、時間がかかるほど遺体が傷んでまいりますので、指紋などは採取不能で、そこにDNAという問題が出てまいりますし、歯科の先生方の協力を得て歯型という問題も出てまいります。これから遺体収

集も長丁場だろうと、この辺も遺体の処理の問題で大きな違いがあったということでございます。

16年前に阪神淡路大震災でも岩手県の医療団を連れて行ってまいりましたが、この時と今回は様子が全く違うように感じられます。阪神淡路は比較的早期に医療機関が立ち直りました。そこで、もうそろそろ都道府県の応援の先生方にご遠慮いただいて結構でございます、という言葉も聞かれたほどでございます。今回は全く違いまして、医療機関そのものが立ち上がるも何も、全部流されて何もないというところから始めなければならないのが一番の大きな問題であろうし、16年前の阪神淡路とは全く様子が違うというふうに、私自身は感じておるわけです。

現在、何と言っても津波で流されることによって起きた災害が大きかったわけですから、避難所に入って劣悪な状況の中で、必ずメンタルヘルスの問題が出てまいります。また慢性疾患の悪化も、これは完全に防止していかなければならないことでございます。また、集団生活から感染症が発生しやすい。子どもたちの医療に対してもまだ手薄であると。全国の応援チームの先生方に本当に感謝しているのですが。また、リハビリ中断中の方もおります。リハビリは中断すると元に戻るとい問題がございます。それから運動不足による合併症の防止もしなければなりません。学校の先生方の運動部の先生方にもご協力をいただいて、避難所における朝晩の運動の励行も考えていかなければなりません。

そこで復興ということになりますと、阪神淡路の時は、そんなに医療機関がつぶれたわけではなく、修理をしながら早く立ち直れたのですが、今度は、流されてないところに、すぐ復興というわけにはいかないだろうというのが心配の種でございます。もちろん医療機関は安全な場所ということになってくるわけですから、とりあえずの簡易的な診療所の立ち上げにはいろいろ法律がございます、そこで診療する場合、今回は少しぐらいのことは認めますというコメントもありますから安心しておりますが、臨時の診療所はそう長くは続かないだろう。やはりきちっとしたものを建てないと、患者さんも安心して通院できないだろうというのが阪神淡路と今回の全く違う場面であると、違う点を2つだけご紹介しておきます。

**○藤井克己委員長** ありがとうございます。他の委員からのご意見がなければ、今日、出されました論点に対するコメントを事務局のほうで整理いただいて、次回は復興に向けたビジョンについて、もう少し突っ込んだ検討をしたいと考えておりますので、その場に向けていきたいと思っております。

今日は、各委員の個人的なご意見ということでちょうだいしましたけれども、各分野の所属の団体の意見をお聞きいただいて、こういう考え方も必要ではないかということをお寄せいただいても結構です。

もしそういうのがあれば、次回までに政策推進室に寄せていただいたほうがいいですか。

**○政策推進室・木村室長** それぞれの団体とか分野でそれぞれ違いますので、可能な範囲で結構でございます。文書でいただいてもメール等でも結構ですし、次回、この場で発言いただいても結構です。それは態勢が整いしだいということで、いつまでとお願いするものではございません。

**○藤井克己委員長** 所属の団体の身近なところの声を聞いていただいても結構ですので、次回にその場で反映させてもよろしいかと思っております。

貴重な時間をいただきまして予定の時間が迫っておりますが、達増知事から、今日の意見交換を踏まえて何か思うところをご披露いただければ、よろしく申し上げます。

○達増知事 まず改めまして、それぞれの分野で災害対策への協力、あるいは先頭に立っての取り組みに感謝を申し上げたいと思います。ただいまの議事におきましても、オール岩手の視点からの意見、また被災地の生の情報に基づく具体的意見、大変素晴らしい、また有意義なご意見をたくさんいただくことができたと思っております。それぞれの分野において、改めて被害の深刻さということが確認できたと思っておりますが、一方、各分野における復興への熱意ということも共有できたのではないかと思います。

雇用の問題をはじめ市町村域を越えた広域的な取り組み、あるいは態勢づくり、またオール岩手としての取り組みの必要性を指摘するご意見が幾つかありました。まさに県としてはそういったところを取り組んでいかなければならないと思います。そして、復興するのだという決意を、岩手としてはっきり打ち出していく必要性もまた何人かの委員の方から指摘いただきました。復興への熱意、また動きのよさ、そういったことを対外的にアピールしていく必要があると思っております。

それで1つ思い出しましたのは、東北新幹線が早期、全線運転再開が見込まれていることとも関係あるのですが、津波の被害は大変だったわけでありますけれども、地震の被害に関しては、6弱、5強という地震に全県が見舞われたわけでありますけれども、主要な工場の被害については関東地方などなど、他地域に比べると軽微な損害にとどまっており、すぐにも操業できるようなどころが多いと聞いておりますし、また、平泉の世界遺産登録を申請している資産は全て無傷で、中尊寺金色堂も、今回もまたびくともしていないという、実は地震には強い岩手ということが、今回、明らかになったというような希望につながるような対外的にアピールできることもあるのかなということを思い出しました。

国に対する要望の重要さは本当にそのとおりでありまして、今日も参考資料で、既に出している要望を挙げましたが、さらにさまざまな形で出していきたいと思っております。また私は、国のほうの復興構想会議のメンバーに選んでいただきましたので、県のこの委員会での議論を国の構想会議にも反映させることができるのではないかとというふうに思っております。

国に対する要望の関係で、齊藤、村上、両所長のほうから三陸縦貫道と港湾が災害対策機能として大変役に立っているというご指摘がありました。三陸縦貫道については、その整備のスピードを上げていくという心強い発言もいただきまして、今日、全体として大変前に向かって進んでいく力みなぎるような議論をいただいて感謝する次第でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。達増知事から皆さんの意見交換の総評をいただきました。委員会としても復興推進に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### (4) その他

○藤井克己委員長 議事の4、その他でございます。皆さんから何かご意見、ご質問等、ありますでしょうか。

他にないようですので、議事はこれをもって終了いたします。

進行を事務局にお返ししますので、よろしく申し上げます。

## 6 その他

- ・ 現地調査の開催（4月14、15日）
- ・ 次回会議の開催（4月26日）

○政策推進室・木村室長 委員の皆様、長時間のご議論、大変ありがとうございました。事務局から事務連絡がございます。次回の委員会の関係でございますが、4月26日火曜日、午前10時から本日のこの会場で開催を予定してございます。大変お忙しい中、恐縮でございますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

次第のほうにも書いてございますが、現地調査を今週の木曜日、金曜日、14日15日と予定してございます。場所は、14日は陸前高田市・大船渡市・釜石市、15日には大槌町・山田町・宮古市に日帰りという強行日程ではございますが、調査を予定してございます。ご参加いただければというふうに思います。詳しい行程につきましては改めてお知らせいたします。事務連絡は以上でございます。ご質問等、何かございますでしょうか。

## 7 閉会

○政策推進室・木村室長 本日の委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。